

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月27日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

令和3年度の建設部（上下水道部雨水対策課を含む。）の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市営住宅使用料収入状況（住宅課）

委託料支出状況（維持課・雨水対策課・住宅課）

賃借料支出状況（施設建築課・住宅課）

工事請負費支出状況（維持課・雨水対策課・住宅課）

補助金支出状況（住宅課）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、建設部維持課、雨水対策課（上下水道部雨水対策課を含む。）、施設建築課及び住宅課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和3年10月1日から29日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年11月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

## 記

### 1 維持課

#### (1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

- (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。

## 2 雨水対策課(上下水道部雨水対策課を含む。)

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。

## 3 施設建築課

- (1) 賃借料支出状況について  
適正に処理されていた。

## 4 住宅課

- (1) 市営住宅使用料収入状況について  
おおむね適正に処理されていた。

なお、平成 30 年度の前回定期監査において、滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。

- (2) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 賃借料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。
- (5) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。